

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を告示する件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八号

平成二十七年一月二十五日執行の本宮市安達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十七年一月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

制限額 六、五三八、五〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た

数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数に八分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十七年一月十四日現在において、次のとおりである。

平成二十七年一月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二二、二三四
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、四六三
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合）にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選 挙 区	選 挙 区	選 挙 区
福 島 市	田 村 市 田 村 郡	一 九、〇 六 四
会 津 若 松 市	南 相 馬 市 相 馬 郡 飯 館 村	一 九、八 一 八
郡 山 市	伊 達 市 伊 達 郡	二 八、二 四 三
い わ き 市	本 宮 市 安 達 郡	一 〇、五 九 六
白 河 市 西 白 河 郡	南 会 津 郡	八、一 二 三
須 賀 川 市 岩 瀬 郡	河 沼 郡	六、五 三 二
喜 多 方 市 耶 麻 郡	大 沼 郡	七、八 六 七

二 本 松 市	相 馬 市 相 馬 郡 新 地 町	
一 五、 八 五 九	一 一、 九 七 二	
双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡
一 八、 五 〇 三	一 一、 七 四 五	九、 三 五 七